府令・省令

○内閣府厚生労働省令第四号

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

内閣総理大臣　菅　　義偉
厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令

食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が、食品、添加物、器具、容器包装又は食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）第七十八条各号に掲げるおもちやを収去しようとするときは、被収去者に様式第一号による収去証を交付しなければならない。 ２・３　（略）	**第三条**　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項（法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生監視員が、食品、添加物、器具、容器包装又は食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）第七十八条各号に掲げるおもちやを収去しようとするときは、被収去者に様式第一号による収去証を交付しなければならない。 ２・３　（略）

様式第一号中「第62条第１項及び第３項」を「第68条第１項及び第３項」に、「第70条」を「第80条」に改める。

様式第二号（裏面）中「第七十条」を「第八十条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省令

○文部科学省令第二十七号

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第十八条第一項並びにプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）第一条、第二条第三項、第三条第一項、第四条第二号及び第七条の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　登録手続等（第一条―第七条） 第二章　指定登録機関（第八条―第二十二条） 第三章　雑則（第二十三条） 附則	目次 第一章　登録手続等（第一条―第三条） 第二章　指定登録機関（第四条―第二十条） 附則
第一章　登録手続等 （プログラムの著作物の複製物） **第一条**　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条のマイクロフィルムは、日本産業規格に該当するＡ６判マイクロフィッシュとする。 ２　［略］	**第一章**　登録手続等 （プログラムの著作物の複製物） **第一条**　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条のマイクロフィルムは、日本産業規格に該当するＡ６判マイクロフィッシュ又は文化庁長官が定める基準に該当するマイクロフィルムとする。 ２　［同上］
［条を削る。］	（登録手数料の納付方法） **第二条**　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（以下「法」という。）第二十五条の規定による手数料は、法第十一条第一項の登録事務規程で定めるところにより納付しなければならない。